

○北海道大学病院研修生受入れ規程

昭和53年5月17日

海大達第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、別表に掲げる職種に係る免許を有する者を、北海道大学病院（次条第2項において「病院」という。）において研修させる場合の手続等について定めるものとする。

(申請及び許可)

第2条 研修を受けようとする者は、所定の申請書に履歴書その他の別に定める書類を添えて、北海道大学病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 病院長は、前項の申請があったときは、病院の業務に支障のない場合に限り、研修を許可することができる。

(研修期間)

第3条 研修期間は、6月以内とする。

(研修料)

第4条 第2条第2項の規定により研修を許可された者（以下「病院研修生」という。）は、別表に掲げる研修料の日額に研修期間の日数を乗じた額を納付しなければならない。

2 病院研修生は、前項の研修料を、北海道大学（以下第6条において「本学」という。）が指定する日までに納付するものとする。

3 病院長は、病院研修生が第1項の研修料を指定の期日までに納めないときは、第2条第2項の許可を取り消すものとする。

4 既納の研修料は、これを返還しない。

(研修課程)

第5条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

(諸規則等の遵守)

第6条 病院研修生は、本学の諸規則を遵守し、病院長の指示に基づき研修を行わなければならない。

(研修証明書)

第7条 病院長は、病院研修生から当該研修に係る証明の願い出があったときは、研修証明書を交付する。

(受入れ許可の取消し等)

第8条 病院研修生が、第6条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該病院研修生の研修を中止させ、又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、昭和53年5月17日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日海大達第12号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日海大達第33号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月17日海大達第59号)

この規程は、平成9年12月17日から施行する。

附 則 (平成13年6月6日海大達第75号)

この規程は、平成13年6月6日から施行する。

附 則 (平成14年3月1日海大達第5号)

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月17日海大達第81号)

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に北海道大学医学部附属病院及び歯学部附属病院研修生受入れ規程第2条第2項の規定により研修することを許可され研修している者(以下この項において「旧病院研修生」という。)は、この規程の施行の日に、北海道大学病院研修生受入れ規程第2条第2項の規定により研修することを許可されたものとみなす。この場合において、その許可されたものとみなされる者の研修期間は、北海道大学病院研修生受入れ規程第2条第3項の規定にかかわらず、同日における旧病院研修生としての研修期間の残余期間と同一の期間とする。

附 則 (平成16年4月1日海大達第213号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月15日海大達第240号)

この規程は、平成16年7月15日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日海大達第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日海大達第79号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月19日海大達第191号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日海大達第180号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月1日海大達第6号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第1条，第4条関係）

職種	研修料の日額
薬剤師	5,500円
助産師	5,500円
看護師	5,500円
診療放射線技師	5,500円
診療エックス線技師	5,500円
臨床検査技師	5,500円
衛生検査技師	5,500円
理学療法士	5,500円
作業療法士	5,500円
視能訓練士	5,500円
栄養士	5,500円
救急救命士	5,500円
言語聴覚士	5,500円
臨床工学技士	5,500円
歯科技工士	5,500円
歯科衛生士	5,500円
公認心理師	5,500円
精神保健福祉士	5,500円